

第5章 難病・疾病対策及び医療費助成事業

1 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務

目 的 先天性血液凝固因子欠乏症等により保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を、県が公費負担することにより、疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、医療費の負担軽減を図る。

対象疾患

- ① 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
- ② 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
- ③ 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
- ④ 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
- ⑤ 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
- ⑥ 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
- ⑦ 第Ⅹ因子(スチュアートプラウアー)欠乏症
- ⑧ 第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
- ⑨ 第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
- ⑩ 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
- ⑪ von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病

次の項目をすべて満たす者が対象

指定の疾患にかかっている 20 歳以上の者
 埼玉県内に住所がある者（越谷市在住者）
 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者

内 容 「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達・交付事務
 事業根拠 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」
 補助金等 特定疾患・血液凝固因子欠乏症等に関する事務委託

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付件数	9	11	11	11	10

2 特定疾患等医療給付申請事務

- 目 的 特定疾患等の治療を受けている者が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
- 対 象 次の項目をすべて満たす方
- ① 特定疾患等にかかっており、認定基準を満たす状況にある者
 - ② 埼玉県内に住所がある者（越谷市在住者）
 - ③ 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者
- 内 容 申請書類（新規・継続・変更届・療養費請求等）の受理、県への送付、受給者証の交付等
- 事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が平成27年1月1日から施行
昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に基づき、いわゆる難病のうち特定の疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。
- 補助金等 特定疾患等医療給付事業事務委託

(1) 指定難病医療給付件数

（単位：件）

【指定難病】		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
番号	疾患名					
001	球脊髄性筋萎縮症	4	3	3	3	3
002	筋萎縮性側索硬化症	25	28	25	24	25
003	脊髄性筋萎縮症	3	3	3	2	3
004	原発性側索硬化症	1	1	1	1	2
005	進行性核上性麻痺	36	39	32	32	26
006	パーキンソン病	278	294	297	297	324
007	大脳皮質基底核変性症	10	10	12	10	13
008	ハンチントン病	7	7	7	5	8
009	神経有棘赤血球症	0	0	0	0	0
010	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	1	1	2
011	重症筋無力症	63	62	55	64	73
012	先天性筋無力症候群	0	0	0	0	0
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	41	41	48	50	48
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	12	15	12	12	13
015	封入体筋炎	1	1	2	2	2
016	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	0	0
017	多系統萎縮症	22	20	17	16	16
018	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	66	70	65	66	65
019	ライソゾーム病	8	7	7	8	8
020	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0
021	ミトコンドリア病	4	4	4	4	4
022	もやもや病	25	28	28	25	22
023	プリオン病	1	0	1	1	0
024	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
025	進行性多発性白質脳症	0	0	0	1	0
026	HTLV-1 関連脊髄症	2	3	2	1	1
027	特発性基底核石灰化症	1	1	0	0	0
028	全身性アミロイドーシス	5	5	8	13	15
029	ウルリッヒ病	0	0	0	1	1
030	遠位型ミオパチー	0	0	0	0	0
031	ベスレムミオパチー	0	0	0	0	0

032	自己貪食空胞性ミオパチー	0	0	0	0	0
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0	0	0	0
034	神経線維腫症	8	8	12	10	9
035	天疱瘡	4	5	5	6	5
036	表皮水疱症	0	0	0	0	0
037	膿疱性乾癬（汎発型）	5	5	5	4	5
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	0	2	0
039	中毒性表皮壊死症	0	1	0	0	1
040	高安動脈炎	7	12	12	14	14
041	巨細胞性動脈炎	0	0	2	3	2
042	結節性多発動脈炎	4	4	4	4	6
043	顕微鏡的多発血管炎	14	15	17	19	25
044	多発血管炎性肉芽腫症	6	5	2	2	3
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	14	19	21	21	27
046	悪性関節リウマチ	5	6	6	5	5
047	バージャー病	3	3	4	1	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2	1	1	2
049	全身性エリテマトーデス	174	176	182	189	203
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	53	58	61	65	67
051	全身性強皮症	83	79	83	82	91
052	混合性結合組織病	35	36	33	35	33
053	シェーグレン症候群	23	36	40	39	44
054	成人スチル病	3	4	5	6	7
055	再発性多発軟骨炎	2	2	2	2	3
056	ベーチェット病	40	36	30	33	36
057	特発性拡張型心筋症	24	25	23	27	30
058	肥大型心筋症	6	6	4	4	6
059	拘束型心筋症	0	0	0	0	0
060	再生不良性貧血	19	21	19	18	15
061	自己免疫性溶血性貧血	1	3	3	3	3
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	3	3	4
063	特発性血小板減少性紫斑病	28	34	30	26	30
064	血栓性血小板減少性紫斑病	0	0	2	1	0
065	原発性免疫不全症候群	7	7	5	4	4
066	IgA 腎症	29	35	33	36	31
067	多発性嚢胞腎	43	50	52	50	54
068	黄色靱帯骨化症	11	11	8	6	5
069	後縦靱帯骨化症	37	45	36	36	43
070	広範脊柱管狭窄症	8	15	11	8	10
071	特発性大腿骨頭壊死症	23	40	35	42	44
072	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	4	7	7	6
073	下垂体性 TSH 分泌亢進症	0	0	0	0	0
074	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	2	2	2	2
075	クッシング病	2	2	1	1	2
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0	0	0	0
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	4	5	4	4
078	下垂体前葉機能低下症	31	31	31	32	41
079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0	0	0	0	0
080	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	3	4	4	4

082	先天性副腎低形成症	0	0	0	0	0
083	アジソン病	0	0	0	0	0
084	サルコイドーシス	21	22	22	24	22
085	特発性間質性肺炎	26	32	26	24	40
086	肺動脈性肺高血圧症	15	17	15	18	17
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0	0	0	0	0
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	13	14	15	15	19
089	リンパ脈管筋腫症	2	3	4	4	4
090	網膜色素変性症	54	58	53	48	50
091	バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0
092	特発性門脈圧亢進症	0	0	0	0	0
093	原発性胆汁性胆管炎	33	35	32	32	34
094	原発性硬化性胆管炎	1	2	2	2	3
095	自己免疫性肝炎	14	15	16	14	13
096	クローン病	111	116	123	127	135
097	潰瘍性大腸炎	409	442	435	433	449
098	好酸球性消化管疾患	9	11	10	11	10
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	0	0	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0	0	0	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0	0	0	0	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0	0	0	0
103	CFC 症候群	0	0	0	0	0
104	コステロ症候群	0	0	0	0	0
105	チャージ症候群	0	0	0	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	1	2	2	2	2
107	若年性特発性関節炎	0	0	1	1	3
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー	0	0	0	0	0
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	6	8	11	9	9
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	0	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	0	0	0	0
116	アトピー性脊髄炎	0	0	0	0	0
117	脊髄空洞症	0	0	0	0	0
118	脊髄髄膜瘤	0	0	0	0	0
119	アイザックス症候群	0	0	0	0	0
120	遺伝性ジストニア	0	0	0	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	1	2
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	0	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	0	1	0
126	ペリー症候群	0	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	0	0	0	2
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	0	0	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	1	1	1	1
130	先天性無痛無汗症	1	1	1	1	1
131	アレキサンダー病	0	0	0	0	0

132	先天性核上性球麻痺	0	0	0	0	0
133	メビウス症候群	0	0	0	0	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	0	0	0
135	アイカルディ症候群	1	1	1	1	0
136	片側巨脳症	0	0	0	0	0
137	限局性皮質異形成	0	0	0	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	0	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	0	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	0	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	0	0	0
142	ミオクロニー欠伸てんかん	0	0	0	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	0	1
145	ウェスト症候群	1	1	1	1	1
146	大田原症候群	0	0	0	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	0	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	0	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	1	1	1	1	1
150	環状 20 番染色体症候群	0	0	0	0	0
151	ラスムッセン脳炎	0	0	0	0	0
152	PCDH19 関連症候群	0	0	0	0	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	0	0	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0	0	0	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	0	0	0
156	レット症候群	0	0	0	0	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	1	2	2	2	2
159	色素性乾皮症	0	0	0	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	3	5	9	7	7
163	特発性後天性全身性無汗症	0	0	0	1	0
164	眼皮皮膚白皮症	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	0	0	0
167	マルファン症候群	1	1	3	2	0
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	0	0
169	メンケス病	0	0	0	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	0	0	0
171	ウィルソン病	0	0	0	0	0
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	0	1
173	VATER 症候群	0	0	0	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	0	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	0	0	0
179	ウィリアムズ症候群	0	0	1	0	0
180	ATR-X 症候群	0	0	0	0	0
181	クルーゾン症候群	0	0	0	0	0

182	アベール症候群	1	1	1	1	1
183	ファイファー症候群	0	0	0	0	0
184	アントレー・ピクスラー症候群	0	0	0	0	0
185	コフィン・シリス症候群	0	0	0	0	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0	0	0	0
187	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0
188	多脾症候群	0	0	0	0	0
189	無脾症候群	0	0	0	0	0
190	鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	0	0	0	0	0
192	コケイン症候群	0	0	0	0	0
193	プラダー・ウィリ症候群	0	0	0	0	0
194	ソトス症候群	0	0	0	0	0
195	ヌーナン症候群	0	0	0	0	0
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0
197	1 p36 欠失症候群	0	0	0	0	0
198	4 p 欠失症候群	0	0	0	0	0
199	5 p 欠失症候群	0	0	0	0	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	0	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	0
202	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0
203	22q11.2 欠失症候群	0	1	1	1	1
204	エマヌエル症候群	0	0	0	0	0
205	脆弱X症候群関連疾患	0	0	0	0	0
206	脆弱 X 症候群	0	0	0	0	0
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	0	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	0	0	1	2	2
210	単心室症	0	0	0	0	2
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	0	0	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	1
215	ファロー四徴症	2	2	2	2	2
216	両大血管右室起始症	0	0	0	0	0
217	エプスタイン病	0	0	1	1	0
218	アルポート症候群	1	1	1	0	1
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	7	9	7	6	5
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	19	22	25	29	26
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	2	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	1	1	1	1	2
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	0	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	2	1	2	3
227	オスラー病	1	1	1	2	2
228	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	0	0	0	0
230	肺胞低換気症候群	0	0	0	0	0
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	0	0

232	カーニー複合	0	0	0	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	0	0	0	0
235	副甲状腺機能低下症	2	2	1	1	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	1	1
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	0	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	0	1	1	1
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	2	2	2	3	3
241	高チロシン血症 1 型	0	0	0	0	0
242	高チロシン血症 2 型	0	0	0	0	0
243	高チロシン血症 3 型	0	0	0	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0	0	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0	0	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0	0	0	0
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	0	0	0	0	0
249	グルタル酸血症 1 型	0	0	0	0	0
250	グルタル酸血症 2 型	0	0	0	0	0
251	尿素サイクル異常症	0	0	0	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0	0	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	0
254	ポルフィリン症	0	0	0	0	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
256	筋型糖原病	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	0	0	0	0	0
258	ガラクトースー 1 – リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
260	シトステロール血症	0	0	0	0	0
261	タンジール病	0	0	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	1	1	1	1	2
263	脳腱黄色腫症	0	0	0	0	0
264	無 β リポタンパク血症	0	0	0	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0	0	0	0
266	家族性地中海熱	1	1	1	1	1
267	高 I g D 症候群	0	0	0	0	0
268	中條・西村症候群	0	0	0	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	11	10	12	12	10
272	進行性骨化性線維異形成症	1	1	0	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0	0	0	0
274	骨形成不全症	1	1	1	1	1
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0	0	0	0
276	軟骨無形成症	0	0	0	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0	0	0	1
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0	0	0	0	0
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	1	1	1	1	0
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	0	0	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0	0	1	1

282	先天性赤血球形形成異常性貧血	0	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆	3	3	4	5	6
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0	0	0	0
285	ファンconi貧血	0	0	0	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0	0	0	0
287	エプスタイン症候群	0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	0	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	0	0	0	0	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	0	0	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0	0	0	0
292	総排泄腔外反症	0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0	0	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0	0	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	0	0	0	0	2
297	アラジール症候群	0	0	0	0	0
298	遺伝性膵炎	0	0	0	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0	0	0	0
300	I g G 4 関連疾患	2	2	4	5	6
301	黄斑ジストロフィー	1	1	1	1	1
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0	0	0	0
303	アッシャー症候群	0	0	0	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	0	0	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	30	36	49	62	77
307	カナバン病	0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症	0	1	0	0	0
309	進行性ミオクロームステんかん	0	0	0	0	0
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	0	0	0	0	0
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0	0	0	0
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0
326	大理石骨病	0	0	0	0	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	0	0	0	0	0
328	前眼部形成異常	0	0	0	0	0
329	無虹彩症	0	0	0	0	0
330	先天性気管狭窄症	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	4	4	4	3

332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群			0	0	0
335	ネフロン癆			0	0	0
336	家族性低 β リポタンパク血症 1（ホモ接合体）			0	0	0
337	ホモシスチン尿症			0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症			0	0	0
計		2,207	2,397	2,385	2,428	2,598
05	スモン	1	2	0	0	0
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
32	重症急性膵炎	0	0	0	0	0
38	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	0	0	0	0	0
計		1	2	0	0	0
995	溶血性貧血（県指定）	3	3	3	3	3
996	橋本病	1	1	0	0	1
997	特発性好酸球増多症候群（県指定）	2	2	2	1	1
998	脊髄空洞症（県指定）		0	0	0	0
999	原発性骨髄線維症	11	12	13	10	9
計		17	18	18	14	14
合 計		2,225	2,417	2,403	2,442	2,612

指定難病の 331 は平成 30 年 4 月 1 日から追加

指定難病の 332～333 は令和元年 7 月 1 日から追加

指定難病の 334～338 は令和 3 年 1 月 1 日から追加

3 小児慢性特定疾病医療費給付事業

(平成27年度事業開始)

- 目 的 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成する。
- 対 象 小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしているもの
越谷市内に住所を有し、申請時点で18歳未満のもの（更新においては20歳未満）
- 対象疾患 16疾患群（788疾病）
01 悪性新生物（白血病、悪性リンパ腫、神経芽腫 等）
02 慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎 等）
03 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、気管狭窄 等）
04 慢性心疾患（ファロー四徴症、単心室症 等）
05 内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症 等）
06 膠原病（膠原病疾患 等）
07 糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病）
08 先天性代謝異常（アミノ酸代謝異常症、脂質代謝異常症 等）
09 血液疾患（血友病、血小板減少性紫斑病 等）
10 免疫疾患（後天性免疫不全症候群 等）
11 神経・筋疾患（ウエスト症候群、結節性硬化症 等）
12 慢性消化器疾患（胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 等）
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（ダウン症候群 等）
14 皮膚疾患（眼皮膚白皮症、レックリングハウゼン病 等）
15 骨系統疾患（胸郭不全症候群、軟骨無形成症 等）
16 脈管系疾患（青色ゴムまり様母斑症候群 巨大静脈奇形 等）
- 事業根拠 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第19条の2
- 補助金等 小児慢性特定疾病医療費国庫負担金（基準額×1/2）
小児慢性特定疾病対策国庫補助金（事務費）（基準額×1/2）

小児慢性特定疾病医療給付受給者数

(単位：人)

No.	対象疾患群	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
01	悪性新生物	44	45	44	54	54
02	慢性腎疾患	17	18	14	9	9
03	慢性呼吸器疾患	17	19	19	18	11
04	慢性心疾患	63	62	61	58	58
05	内分泌疾患	57	57	46	50	43
06	膠原病	9	8	9	9	10
07	糖尿病	18	20	19	13	17
08	先天性代謝異常	6	6	6	6	*
09	血液疾患	6	6	6	*	*
10	免疫疾患	*	*	*	*	*
11	神経・筋疾患	27	28	30	32	33
12	慢性消化器疾患	22	22	25	24	26
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10	12	9	10	12
14	皮膚疾患	*	*	*	*	*
15	骨系統疾患	*	*	*	*	*
16	脈管系疾患	*	*	*	*	*
計		277	303	310	297	294

※複数疾患で疾患群が違えばそれぞれ計上。疾患群が同じ場合は1とする。*印は5人以下。
(3/31時点の受給者数)

4 難病患者支援事業

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、(1)は継続申請がなかったため減少、(2)～(4)は事業を中止したため0となった。

令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、(2)～(3)は事業を中止したため0となった。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業を実施(オンライン開催を含む)

(1)電話や面接、訪問等による個別支援

目 的 保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。

対 象 難病患者及びその家族

内 容 療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要なサービスの調整、精神面でのフォロー等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公費負担申請・相談	2,892	875	3,277	3,143	1,533
訪問指導	85	33	34	45	74

(2)難病医療講演会

目 的 難病医療や福祉サービス等に関して学ぶ場を提供することにより、患者のQOLの向上や家族の負担軽減等を図り、療養生活を支援する。

対 象 患者、家族、関係者

内 容 難病医療に関する講義や療養生活に関する情報提供等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	2	0	0	1	1
延べ参加者数(人)	136	0	0	184	90

(3)地域難病従事者研修会

目 的 難病患者の支援者が難病に関する医療や保健・福祉等に関する知識や技術を習得することにより資質の向上を図るとともに、関係者の地域連携を図る。

対 象 難病患者の支援に携わる事業所や関係機関の職員

内 容 難病に関する医療や保健・福祉等に関する研修、情報交換、事例検討等

事業根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等 疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	1	0	0	3	2
延べ参加者数(人)	58	0	0	140	174

(4)難病患者家族交流会

目 的	身近な場所で患者家族同士が集う場を設けることにより、患者同士の交流を深め、患者のＱＯＬの向上を図る。
対 象	患者、家族等
内 容	情報交換等
事業根拠	難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱
補助金等	疾病予防対策事業費

実 績

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	1	0	1	1	1
参加者数（人）	24	0	40	39	32

5 石綿健康被害救済制度の申請事務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく各種申請の独立行政法人環境再生保全機構への送付事務を受託し、石綿による健康被害者及びその遺族の救済にあたる。

目 的	石綿による健康被害者及びその遺族の救済のため
対 象	石綿による健康被害者及びその遺族 日本国内において石綿を吸入することにより①中皮腫、②肺がん（平成18年3月27日）、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚（平成22年7月1日改正）を発症し、①現在療養しているもの者、②法律の施行日及び改正政令施行日以前にこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族、③法律の施行日及び改正政令施行日後に認定申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族
内 容	認定及び救済給付の申請書及び請求書の受付業務等を独立行政法人環境再生保全機構
事業根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条の

2

独立行政法人環境再生保全機構からから経由事務を受託

補助金等 石綿健康被害救済給付業務委託

実 績

（単位：件）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申請受理件数	0	0	0	0	2

6 原爆被害者各種申請事務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく各種申請等の埼玉県への進達事務

対 象	被爆者健康手帳の交付を受けた方及び被爆者二世健康手帳を取得できる方
内 容	医療機関の窓口で、保険診療における自己負担金を負担した方の、医療費の請求健康管理手当証書の再発行被爆者二世健康手帳
事業根拠	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
補助金等	なし

実 績

（単位：件）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
各種申請受理件数	30	20	9	12	12

7 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

目 的 光化学スモッグに係る「警報」「重大緊急報」に対し、健康被害の届出の受理、情報の処

理、保健指導等を行うことにより市民の健康被害の低減を図る。
対 象 市民
内 容 健康被害の届出の受理、情報の処理、保健指導等、関係機関との連絡等
事業根拠 大気汚染防止法第 23 条 越谷市大気汚染緊急時対策要綱
補助金等 なし

実 績

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受理及び相談受理件数	0	0	0	0	0

8 特定不妊治療費助成事業

(1) 特定不妊治療費助成事業

(平成 27 年度事業開始)【令和 3 年 1 月より制度拡充】

目 的 不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療(体外受精治療及び顕微授精治療)に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、特定不妊治療を受ける機会を増大し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図るとともに、不妊に関する相談を充実させることにより、不妊治療に対する総合支援体制の推進を図る。
令和 3 年 1 月 1 日以降に行われた治療について、助成対象者及び助成額の拡充が行われた。

対 象 以下の(1)から(4)のいずれにも該当する方が対象【令和 3 年 1 月 1 日治療終了分から】
(1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2) 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦である、または事実婚関係にあること。
(3) 申請対象とする治療の「治療期間初日」に妻の年齢が 43 歳未満であること。
(4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【平成 27 年度～令和 2 年 12 月末までの基準は下記のとおり】

- (1) 指定する医療機関において、特定不妊治療を受ける治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
- (3) 夫婦の年合計所得額が 7,300,000 円未満であること。
- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【令和 4 年度は経過措置のみ】

令和 4 年 4 月 1 日より不妊治療の保険適用が開始されたことに伴い、令和 4 年度については経過措置として年度を跨ぐ治療 1 回分のみに対して助成を行った

対象となる治療および助成額

指定医療機関において実施した、法律上の夫婦間における「体外受精治療」又は「顕微授精治療」。(具体的には下図の A ないし F のいずれかにあてはまるものとする。) 対象となる治療の費用に対して、1 回の治療につき、治療内容により 30 万円または 10 万円を上限に助成する。(令和 3 年 1 月から 15 万→30 万、7 万 5 千→10 万に拡充)

平成 30 年度より、早期不妊治療費助成事業を開始し、初回の治療開始時における妻の年齢が 35 歳未満の場合は、10 万円を上限に上乗せ助成する。

また、特定不妊治療費助成を受けた後に出生をした場合(自然妊娠や自費による不妊治療で出生した場合も対象)または、妊娠 12 週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットし、リセット後の治療初日における妻の年齢により、40 歳未満は 6 回、40 歳以上 43 歳未満は 3 回の助成を受けることができる。

(具体的には下図のAないしFのいずれかにあてはまるものとする。)

別表 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						妊娠の有無の確認＊1 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
		薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象	
B	凍結胚移植を実施＊2													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

*1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定に関わらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をした場合。

*2 Bとは採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

- 事業根拠 少子化対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）第13条第2項
母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（雇児発第0823001号平成17年8月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
令和2年度厚生労働省第三次補正予算「不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について」（令和3年1月28日）
- 補助金等 母子保健衛生費国庫補助金（国 基準額×1/2）
（※令和2年度分まで）
2人目以降特定不妊治療費助成事業補助金（県 基準額×10/10）
（※平成29年度から令和2年度まで）
埼玉県早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金（県 基準額×1/2）
（※平成30年度から事業開始）
子育て支援対策臨時特例交付金（国 基準額×1/2）
（※令和2年度（令和3年1月）から事業開始）

助成状況 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	418	265	653	169	3
		41（1月以降分）			

(2) 男性不妊治療費助成事業

(平成27年度事業開始)【令和3年1月より制度拡充】

- 目 的 不妊に悩む夫婦に対し、男性不妊治療に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増大し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。
- 対 象 以下の(1)から(3)のいずれにも該当する方が対象【令和3年1月1日治療終了分から】

- (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
- (2) 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦である、または事実婚関係にあること。
- (3) 申請対象とする治療の「治療期間初日」に妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【平成27年度～令和2年12月末までの基準は下記のとおり】

- (1) 指定医療機関又は指定医療機関から紹介を受けた医療機関において、男性不妊治療を受ける治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
- (3) 夫婦の年合計所得額が7,300,000円未満であること。

対象となる治療

特定不妊治療を行うために必要とされる精巣内精子生検採取法（TESE）や精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（保険適用外診療に限る）を、指定医療機関または指定医療機関から紹介を受けた医療機関で行った治療。

補助金等 母子保健衛生費国庫補助金（基準額×1/2）（※令和2年度分まで）
子育て支援対策臨時特例交付金（国 基準額×1/2）
（※令和2年度（令和3年1月）から事業開始）

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	3	3 1（1月以降分）	8	1	0

9 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

（平成29年度事業開始。不育症検査費助成は平成30年度事業開始）

【令和3年1月より制度拡充（対象者要件に「事実婚関係にあること」を追加）】

【令和5年4月より制度拡充（検査開始時妻年齢が35歳未満である夫婦の助成上限額引き上げ）】

- 目 的 不妊に悩む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。
- 対 象 (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2) 申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
(3) 検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方。

対象となる検査および助成額

保険医療機関において、不妊症及び不育症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査を夫婦が共に受けた場合、夫婦1組につき1回のみ2万円（助成対象となる不妊検査又は不育症検査の開始日において、妻の年齢が35歳未満である夫婦にあっては、3万円）まで助成。（千円未満切捨て）

補助金等 埼玉県早期不妊検査・治療費助成事業補助金（基準額×10/10）

申請状況 助成件数および助成額

	不妊検査費		不育症検査費	
	助成件数（件）	助成額（円）	助成件数（件）	助成額（円）
令和元年度	99	1,974,000	11	220,000
令和2年度	109	2,161,000	6	108,000
令和3年度	113	2,241,000	15	288,000
令和4年度	82	1,633,000	11	214,000
令和5年度	117	2,920,000	10	247,000

10 先進医療不育症検査費助成事業

(令和3年度事業開始)

【令和4年12月より制度拡充(上限助成額を5万円から6万円に引き上げ)】

目 的 不育症に悩む夫婦に対し、先進医療不育症検査に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。

対 象 (1) 夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2) 申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
(3) 先進医療不育症検査を受けた不育症(2回以上の流産又は死産の既往があり、医師が不育症と判断した場合をいう。)の方。

対象となる検査および助成額

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号)において先進医療とされている不育症検査。

助成対象検査に係る費用のうち助成対象者の自己負担額の7割に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1回の検査につき6万円を限度とする。

補助金等 母子保健衛生費国庫補助金(基準額×10/10)

申請状況 助成件数および助成額

	先進医療不育症検査費	
	助成件数(件)	助成額(円)
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0